

公益財団法人 公益法人協会 第9回理事会議事録

- 1 開催場所 学士会館203号室
- 2 開催日時 平成22年12月9日(木) 16時～17時55分
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 15名、定足数8名
- 4 出席理事数 12名
(本人出席) 浦上節子、太田達男、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、土肥寿員、長瀧重信、堀田 力、水野淳二郎、宮川守久、宮川康雄、山本 正
(欠 席) 片山正夫、田中 翔、福原義春
(監事出席) 高宮洋一、中田ちづ子、平川純子
(注) 堀田理事及び高宮監事は報告事項①の説明時に入室、着席した。
(オブザーバ) 桐原保法、宮崎幸雄(以上、評議員)、石村耕治、川村皓章(以上、顧問)
- 5 決議事項 ①第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
報告事項 ①平成23年度税制改正の動向
②第8回理事会以降の職務執行の状況
③平成22年度上期 財務の状況
④監事会の報告
⑤内閣府等行政庁の動向
⑥その他
- 6 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。また、本理事会への陪席につき希望のあった評議員2名及び顧問2名のオブザーバとしての同席が了承された。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事の両代表理事及び出席した監事とし、議案の審議に移った。
- (決議事項)
第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
金沢専務理事から、評議員会を下記要領にて招集する旨、定款に基づき本理事会にて決議したいとの議案説明があった。
 - 日時： 平成23年3月17日(木) 14時開始
 - 場所： 学士会館
 - 目的である事項等： 平成23年度事業計画及び予算、内部規程の改定
 - 本議案につき、次の質疑応答があった。

(宮川康雄理事) 内部規程の改定とは何を予定しているのか。

(鈴木専務理事) 昨年5月の評議員会にて制定につき決議を受けた規程の一つで、改定内容は字句の訂正である。

審議の結果、原案どおりとすることを出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

1) 「平成23年度税制改正の動向」

議長より、税制改正の動向について説明があった。説明によると、最も重要なポイントは、12月1日付で公表された「市民公益税制プロジェクト・チーム(以下「P T」)」報告書に、認定N P O法人以外の法人への寄附金に対しては、それが認定を受けた公益社団法人・公益財団法人であっても、寄附者が所得税の「税額控除」を受けるためには法人が、公益認定とは別にパブリックサポートテスト(以下「P S T」)による認定を受けるとの要件が盛り込まれていることである。この報告書では、税額控除の対象となる法人を「新しい公共」を推進する観点から、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手であって、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人」と定義づけ、また、「P S T要件における絶対値基準の導入」として既存の認定N P O法人の実態と照らし、「寄附金額が年3000円以上の寄付者の額が年平均100人以上」としている。

これに対し、公益法人協会は同3日付で「市民公益税制に関する要望」を担当大臣、税調会長、P T座長等宛てに提出したが、要望では次のような理由から、公益社団法人・公益財団法人に対してP S T要件を課すことなく寄附金の税額控除を認めるよう要望した。N P O法人と公益法人は法人法及び税制の作りが根本的に異なる。公益法人は、一般法人法により厳格なガバナンス体制の下に構築され、その上で公益認定取得に当たっては、認定法に規定された役員等の資格制限、目的事業の公益性、財務基準など18の認定基準等をクリアすることが必要である。また、認定は民間有識者からなる第三者合議制機関による厳正な審査を経て行われ、その結果として税制優遇が、公益認定と連動して付与される仕組みになっている。一方、N P O法人は認証により法人格を取得しやすくし、その代わりに寄附税制については別途税当局から認定を受け、一定の優遇措置が賦与される仕組みになっており、その認定要件の一つがP S Tであるという事情がある。したがって、公益法人にP S Tを課すことは、公益認定を受けた法人に屋上屋を架し、法制と税制が実質的に一体となった新公益法人の制度的理念を損なうものである、とするものである。

なお、税制大綱案の発表が間近に迫っていたため、当協会として正式に機関決定を行う時間的余裕がなく、執行部で要望案を作成し、提出した。そのため本理事会では報告事項となつたが、了承願いたい。本件に関してこの1週間ほど、関係議員、政府当局など十数か所を回り要望活動を続けた。民主党では公益法人は厳しい認定基準により認定を取得しているのでP S Tは不要という意見と、市民の支援を受けていることをP S Tにより証明することが必要という意見に分かれていたようだが、結局後者の意見に沿ってP Tの最終報告書がまとめられた。現状ではなかなかひっくり返すことは困難な状況で、このP T案が税制大綱に盛り込まれる可能性は高いと考えられる。ただ、手続など詳細はこれから交渉の余地はあると考えられるので引き続き要望活動を続けていきたい。以上ご説明したことにつき、ご意見を伺いたい。

(堀田理事) 新公益法人税制では公益認定法人への寄附金につき所得控除が認められたが、P T案は、これを取り消してP S Tを受けるということではなく、N P O法人でやるなら公益法人もやれという理屈と理解する。ただ、普通の納税者にとっては税額控除の方が所得控除より控除額が大きくなるのは明白なので、公益法人側としては、P S Tに当てはまらない(数の少ない)大口の寄附者についても、所得控除だけでなく税額控除も選択できるようにしてくれ、という主張になるわけか。大口寄附にも税額控除が必要だ、という理屈がもう一步要るのではないか。所得控除の特例を認めた時に、それをもう一步高めて税額控除を認め、あまり数のない寄附についても控除を認めよという主張をするには、それに対応する理屈が要るのではないか、と基本の部分で思った。

(太田理事長) 企業財団でも、(香典返しなどを使って)社員を巻き込んで実施しているところがある。100名に満たなくともよいのではないか。学術団体、美術館など小さなところでも、小口の寄附金を一所懸命集めているところがある。先日あるところで話ををする機会があったが、岩手県の新渡戸基金などもそうした団体であった。こうした小規模の団体を救いたい。

(堀田理事) そのような実態論で話を持っていくことは、重要だと思う。また、先般やはり理事会で議論したと記憶しているが、公益法人における会費を寄附金とみなすか否かにつきにつき、国税庁の解釈は消極的である。P S Tが導入された場合、認定上、大きな分かれ目になるのではないか。会費は共益的だから寄附とはみなさない、ということになると、そもそもそのことは公益法人として認められたことと矛盾するのではないか。会費は寄附である、公益法人であるから寄附である、と推定されるくらいの判断をして欲しい。

(太田理事長) 個人会費を寄附金として取り扱うこと、経済的な利益を受ける対価関係にある場合を除き、社団法人・財団法人を問わず寄附金と認めよ、ということについて当協会も要望している。財団法人の場合は、例えば賛助会員であれば全く問題ないであろう。社団法人の場合は、どこまで通じるかは難しく、確定していないが。

(堀田理事) 社団法人の会費は、議決権の対価だという考え方には違う、と思う。その妙な理屈を破るべく、主張を続けることが多くの公益法人を救う、重要な道筋だと思う。

(太田理事長) 会費が寄付金として扱われるようになれば、ご指摘のとおりP S Tもクリアしやすいと思う。

(石村顧問) わが国の寄附は広く浅く、という感じできているが、本来、寄附は能力がある人が行うものである、どんどんできるだけ寄附すべしという観点から、アメリカでは所得控除方式で行うべきとされ、実際そうしている。寄附するか税金で納めるかを選択して、金持ちはうんと寄附しよう、ということだ。(今回の民主党案は) N P Oに引きずられる形で、金持ちも貧乏人も少しずつ寄附しようという方向に向かってきているが、これが本当に良い形なのか、われわれはもう一度考える必要があるだろう。寄附金控除には、所得控除方式ですべきだという学問的理論と、カナダのようにどちらかといえば税額控除方式で行う国と二通りあるが、個人的には、寄附はお金がある

人がどんどんすべきだと思うので、所得控除方式を推進すべしと思っている。これがN P Oだと、金持ちではなく貧乏人同士で支え合う仕組みを、ということであるが、ちょっとその辺は違うのではないか。所得控除方式をなぜアメリカなど資本主義、市場経済を中心とする国が採用して、なぜそれが重要なのか、理論的に詰めて発信した方がよい。今の民主党の政策は、何となく中産階級が正しくて金持ちはあまり正しくないんだ、という思想が税制改正の動きからもうかがえる。そうではなく、金持ちはどんどん寄附すべきではないか、そうした主張を公益法人協会が発信するのが良いのかどうかは分からぬが……所得控除方式と税額控除方式の理論的な比較をもう少し研究して、W e bで発信してもいいのではないか。(民主党案のような考えは)個人的には好ましくない。この流れが大きくなると、皆で少しづつ出し合るのが正義で、大口の寄附は正義でないという考え方につながるが、財団活動などを考えた場合、それは正しくない。技術的な理論も大事だが、もう少し大局的なところで議論すべきだ。社会の助け合いが必要で、中産階級だけがN P Oを支援すればよいという議論ではなく、金持の大口寄附も必要だということ。その点が欠けていると、N P Oが正しくて公益法人が正しくないという風潮につながるよう思う。そのことを配慮し、工夫されてはいかがか。

(山本理事) N G O、N P Oが今日発展していることは間違いないが、かつてN G Oは左翼のはしごれであり、ろくなことができないのではという印象を一般にもたれた。社会の多様化とともに、政府では対応できないことをN G Oが補てんするのではなくより創造的な意味で応えていく必要があるのではないか、という議論がご存知のように進み、だいぶ発展してきたと思う。私もその関係者の一人であり、N G Oを財団法人として立ち上げ、アメリカの財團の資金援助もあって政府から補助金等を一切もらわないという姿勢で三十数年間運営してきた。ただ、ここへ来て資金がない、ヒトが足りないというどん詰まりのところに来たので、そこでどうすればよいか、という議論が出始めている。活動資金をちまちま周りの知り合いや友達から集めるのではどうにもならない。一つは政府の大きな補助金をもらってはダメか、という議論。これには本来、N G Oをつくった意味がどれだけあるのか、結局下請けになるではないか、という議論があり、結局行きつくことは、ドカッとくれるようなところがないかな、寄附文化が日本にあるのか、というところ。お金持ちになった方がパブリック・インテレストのために出すのか。それとも、もしかしたら自分の楽しみに使う人の方が多いのではないか、偏見かも知れないが個人的にはそう思っている。寄附文化が浸透していないかないと、N G Oがこうした寄附に頼って活動するという図式にはならないのではないか。大きな寄附ということがこれから日本であり得るのか、育ち得るのか。その点についてはどうお考えか。

(石村顧問) アメリカでは宗教団体に対する寄附は、寄附金控除の対象になる。理由は、寄附金控除に入れないと、宗教団体にどれくらい寄付が集まっているか全く不透明で分からぬ、という事情がある。寄附を透明化するには、寄附金控除に入れるのは当たり前という理屈である。日本ではそれはおかしいという。(日本でも)いくつかの宗

教団体にあれだけ多額の寄附が集まっているのをみると、業種というかカテゴリによって寄附文化はあると思う。ただ、寄附金控除はないから、どれくらい集まっているかは分からぬし、統計に表われないという問題がある。民主党の議員に言わせれば、寄附の文化がない、だから寄附文化を育てるために少額寄附金控除の仕組みをつくる、ということだが、個人的には、集める費用と集める金のコストバランスを考えると非常に問題があるのでないか、という意識がある。やはり、大口の寄附を冷遇することは仕組みとして正しくないのでないか。われわれは市場経済の中にいるので、寄附の金額が統計に表れないといけない。また、一般に災害の募金はするが、寄附金控除のことは市民の頭の中にはなく、課税庁の方も損する(税収が減る)ようなPRをやる必要はないじやないかという意識があるから、今はアフタータックスの金を皆が寄附する仕組みになっている。寄附金控除とはあくまでも、自分の税金を払う道は2つあるのだ、一つは地方公共団体等に税金として払うという方法と、NPOとかNGOに寄附してその分を控除するということである。そのことをNPOやNGO側が提示しないと、アフタータックスの金を払うのが当たり前、ということになる。寄附の文化がない、ということではなく、寄附金控除の利用について社会的なPRが足りないということである。実際は災害などに膨大な金が集まるのに、寄附金控除という問題に全く認識がないから統計に表れないだけであり、その乖離は大きい。寄附文化がないという議論は一歩置いて、寄附文化が表面に現れるためにどういう活動をすればよいか、そんな論点を持った方がよい。

(山本理事) 何か突発的に皆の関心を呼ぶことが起きると、金が集まる。継続的に金が集まるような、受け手側が成熟していないのではないか、という議論が成り立つのではないか。すなわち、非営利組織があるグループの金を必要とする人を代表するとか、政府が十分にできないことをするとか…私は、財団法人は本来そうあるべきだと信じているが…受け手が育っていないことがある意味、寄附文化が育っていないことと関係しているのではないか。また、宗教法人に対する寄附というのは、一種、自分の魂の救いというか、スペシフィックな、その類の独自の利益のためであるので、神に寄附し、その金がどこに行くかについては神主とか教主に任せるので発言力がないから、別物ではないか、という気がする。

(浦上理事) チャリティパーティでオークションがあると、日本人はせいぜい数十万円で落札するが、アメリカ人が参加していると(控除できるので) 数百万円で出札して、金額がどんどん吊り上がって行く。考え方が相当違うと感じている。国に税金として納めるより、例えば自分が選んだチャリティにお金を出す。パーティのチケットなども5万円ほどだが、大部分はチャリティに回るはず。チャリティパーティに参加するたび、政府もこうした仕組みを考えてくれたら、日本でも認められたら、と思う。

(宮川守久理事) 話が反れるかもしれないが、寄附の話、特に石村先生から大口寄附の話が出たので…。アメリカでビル・ゲイツとウォーレン・巴菲特が起こした運動をご存知だろうか。それは、「フォーチュン」が掲載した超大金持ちのリスト上位数十人に、生前又は死後、自分の財産の半分を世の中のために残して使うこと、その趣旨に

賛同する方はサインしてください、と呼びかけた。この数十人がそうすれば世の中救われますよ、ということだ。アメリカでは何十人かがそれにサインしたが、日本では素通り、中国では呼びかけのためのディナーがボイコットされた。インドでは1人コミットしてサインしたが、ドイツではそんなソーシャルサービスは民の寄付金で解決することではなく、政府の責任ではないか、自分たちの信じる大義のために使いたいとの反応があったとか、そんな話を耳にした。

(太田理事長) 本報告事項に割り当てていた時間を大幅に超過したが、重要な問題である寄附について議論する機会がなかなかないので、続けていただいた。日本に寄附文化があるのかないのか、小口寄附を重視し、大口寄附の支援を軽視するのは費用対効果からみていかがなものかとか。長期的な課題や基本的な問題について、いろいろ意見をいただいた。現実論に帰ると、いろいろ努力はしたがPST導入の可能性は高いようだ。導入されるのであれば、(運用面で法人側に)なるべく負担のかからない手続、方法を、公益法人税制委員会などの場で検討していただきたいと思っている。

(堀田理事) PSTによる税額控除が導入され、現行の所得控除と選択性になれば、その限りにおいては前進だと思う。ただ、PSTにかかる大口寄附についてさらに税額控除を求める際、どういう理屈を求めるか、そこがポイント。だから、PSTが導入されてもそれは全然残念なことではない。それは大変結構なことであり、PSTにより税額控除を受ける法人も出てくることだろう。その先は実態に応じて考える、とされているので、新しい対応を考えて運動を続けることが重要と考える。その対応ができれば、さらに前進だと思う。実態と理屈を立てて、運動を続けることが重要だと考える。

(太田理事長) 貴重なご意見を皆さんからいただき、大変感謝する。

また、太田理事長からは今後の「明るい材料」として、民主党「新しい公共」調査会ヒアリングで意見陳述した際、ストック資産の面で①1400兆円ある個人金融資産の行き場として「新しい公共」にドンドン回るようなインセンティブ、例えば外国の例としては米国のチャリタブル・リメンダー・トラストとかチャリタブル・リード・トラストのような「ブランド・ギビング」と総称している仕組みを導入して欲しいと要望した。また、フローの方では新たに②年末調整による控除につきお願いしたところ、11月12日付「新しい公共」調査会「市民公益税制にかかる重点事項について」において、2つとも盛り込まれた。今後はこれを梃子にして、実現に向けて運動していきたい旨が報告された。

2) 第8回理事会以降の職務執行の状況

太田理事長より、9月28日に開催された第8回理事会以降の職務執行の状況について以下のとおり、説明が行われた。

公1 「普及啓発事業」の国外非営利団体との連携事業としては、10月のインデペンドント・セクタ一年次総会に理事長が出席、翌11月の台湾NPO自律聯盟主催の国際対話集会で基調講演を行ったほか、同じく11月にはインドで開催された国際ミーティングに基調講演のため調査部員を派遣した。また、12月にはネパール、フィリピンの非営利ネットワーク団体関係者の来日に合わせ、それぞれ共催セミナーを開く予定である。また、

メディア対策として10月5日、報道関係者11名他を集め、公益法人マスコミ懇談会2010「今、公益法人が直面する問題を考える」を開催した。

公2「支援・能力開発事業」では、セミナーの一つとして「認定申請はやわかり塾」を昨年から開催、これまでに500を超える団体が受講しているが、昨年の受講団体からすでに29法人が認定を取得した。

公3「調査研究・提言事業」では、要望活動として、報告事項の一番目で報告した税制関係の要望を中心に関係各方面に行つた。

また、会員関係では11月までの入会は94件と前年同期を上回り順調に推移、会員数は年内にも1600に達する見込みである。最近の特徴としては、地方法人の入会が以前より増えていることである。

3) 平成22年度上期 財務の状況

金沢専務理事より、平成22年度上期財務の状況について説明が行われた。説明によると、上期半年間の収支状況は前年同期より1千万近くプラスである。収益の中身は会費とセミナー事業がともに伸び、また、費用面では社内一丸となってコストセーブに努めている。年度決算もかなり好調、2千万ほどのプラスを見込める、とのことであった。

4) 監事会の報告

中田監事より、11月8日に開催した監事会において監事全員が出席、本年度上期の業務及び予算の執行につき執行部側から説明があり、質疑応答を行つたが、特に問題なく終了した旨報告があった。

5) 内閣府等行政庁の動向

太田理事長より、内閣府の統計資料及び公益法人協会作成の認定・認可法人分類表とともに、説明があった。説明によると、移行審査につき内閣府の取扱いが柔軟さを増している一方、地方行政庁では内閣府のような対応がまだ浸透しておらず、法令等の解釈が杓子定規であったり、法人に対して複雑な要求をしたりするなど悪弊が依然として残っている。いくつかの地方行政庁から、内閣府からペーパーによる通達など文書があれば柔軟な対応も可能であるとの話があったので、内閣府に伝えたところ、対応を検討するとのことであった。申請件数は2万3千ほどあった特例民法法人のうち、認定・認可合わせて今のところ2千法人ということで、8%というところである。

また、すでに認定を受けた法人のなかには、一覧表でご覧のとおり各地の犯罪被害者を救援する団体、盲導犬など介助犬を育成する団体、世界遺産や美しい自然環境を守る団体、高齢者福祉などの団体、地域に根差すコミュニティ型基金、国内外で活動する国際協力N G O団体、暴力団を追放する団体、自然災害などの復旧支援団体、街づくりの団体、伝統芸術を守る団体、起業家を育成する団体、人権を守る団体など、市民に密着し、そして志の高い各種各様な団体が数多く誕生している。

本件につき、次の意見があった。

(山本理事) かつて公益法人は天下りという一般的なイメージが強く、「公益法人協会」という名称も変えた方が良いのでは、と思ったほどである。今、こうしてみると、シビルな(市民)組織、自分たちで何かをしなくてはならないという類の考えの人た

ちが表に出てきているという意味合いで、正に草の根とか、シビル・ソサエティとか
そうしたグルーピングの団体がコアを作り始めているのではないか。顧わくばそれ
がさらに増えて欲しいということと、ある意味では業界団体、職能団体と区別して
よいのではないか。一種の利益団体、相互扶助の機関であり、それが彼らのファン
クションである。したがって、パブリック・インテレストのために集まっているとい
うのは、正にシビル・ソサエティだと強く感じている。こうしたグループと政府・官
僚との関係を正しく維持し発展させ、協力関係を促進させること、「天下り」「上下
関係」「下請け」、こうした言葉が通用しない関係に育っていくことが、公益法人協会
の大きなミッションではないかと感じている。

(堀田理事) 規模の大きな天下り公益法人の移行がまだ発生していないが、(事業仕分け
もあり) 固唾をのんで見守っている状況だと思う。公法協にはその辺りのウォッチも
お願いしたい。

6) その他

金沢専務理事より、次回理事会は平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時から、日本工業俱楽
部で開催する予定である旨、案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時55分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名
押印する。

平成22年/2月27日

代表理事	太田 達男
代表理事	金沢 俊弘
監 事	高宮 洋一
監 事	中田 ちづ子
監 事	平川 純子